

日行連発第848号
令和2年10月13日

各単位会長様
建設業担当役員様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

建設業許可申請における健康保険等の加入状況についての書面の取扱いについて（周知）

令和2年10月7日付・日行連発第795号にてお知らせした建設業許可事務ガイドラインにおける「健康保険等の加入状況（様式第七号の三）」の書面の取扱いの変更について、日行連からの要望を受けて、国土交通省不動産・経済産業局建設業課長名義で全国の許可行政庁宛に添付のとおり事務連絡が発出されましたのでお知らせいたします。

令和2年10月1日から当分の間（当面、12月31日まで）、代理人の記名押印により作成された書面が提出された場合でも、当該申請を受理し、許可の審査を開始しつつ、後日申請者の記名押印により作成された書面と差し替えを求めるなど、柔軟な運用を行うよう通知がなされております。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】

- ・建設業の許可の申請における健康保険等の加入状況についての書面の取扱いについて（各地方整備局建政部長等宛）
- ・建設業の許可の申請における健康保険等の加入状況についての書面の取扱いについて（各都道府県建設業担当部局長宛）

以上